

インスペクションの活用による住宅市場活性化事業のうち、
インスペクションによる住宅情報の活用に関する事業の募集(第2回)についての公示

平成27年9月7日

国土交通省住宅局長 由木 文彦

平成27年度インスペクションの活用による住宅市場活性化事業のうちインスペクションによる住宅情報の活用に関する事業を行う民間事業者等の募集(第2回)について公示する。

I. 事業の概要

1. 事業名

インスペクションによる住宅情報の活用に関する事業

2. 事業の目的

本事業では、インスペクションにより得られた情報をもとにした、住宅所有者等が維持管理やリフォーム、売買時等に容易に活用でき、また、住宅所有者と多様な住宅関連ビジネスを繋ぐプラットフォームとしても利用できるような住宅情報の蓄積・活用のための取組みを公募し支援することにより、住宅ストックの質の維持・向上を図るとともに、リフォーム市場や中古流通市場の活性化を図ることを目的とする。

3. 事業内容

インスペクションにより得られた情報をもとにした住宅情報の蓄積・活用のための仕組みの構築に関して、インスペクションを活用した住宅情報の蓄積・活用を行う事業を公募対象とする。

II. 公募対象事業の要件

1. 公募対象事業者の要件

次の要件を満たすと共に、既にICTを利用した住宅情報の蓄積を実施しており、住宅情報の蓄積・活用について活用者の視点で検討された具体的な構想があるなど、平成27年度内に成果を挙げられる事業者であること。

- 公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- 補助事業を的確に遂行する技術力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- 補助事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。

2. 対象事業の要件

①～④を行う事業を対象とする。なお、原則①～④の全て（一部試作段階でも可）を平成27年度中に行うこととする。

- ① 構想・立案 : 住宅情報の蓄積・活用のための仕組みの構想・立案
- ② システム構築 : 事業計画に基づくICTを利用したシステム構築
- ③ コンテンツ作成 : 住宅情報の活用のためのコンテンツ作成
- ④ 試行実験 : システム利用した蓄積・活用の試行実験

III. 採択基準等

1. 採択基準

(1) 実施体制

以下を推進する体制（複数社による連携も可）を有する民間事業者等であること。

- a. 住宅情報の作成（インスペクター※）
- b. ICTを利用したシステムの構築（コンテンツ作成を含む）
- c. 同システムの持続的な運用・管理
- d. 蓄積された住宅情報のデータ保管
- e. 住宅情報の利用・活用（リフォーム業者、宅建業者等）

※「既存住宅インスペクション・ガイドライン」に基づき、住宅の建築や劣化・不具合等に関する知識、検査の実施方法や判定に関する知識を有する建築士（一級建築士、二級建築士、木造建築士）または建築施工管理技士（一級建築施工管理技士、二級建築施工管理技士）

(2) 住宅情報の「蓄積」に係る要件

- a. 既存住宅の情報蓄積が可能であること
- b. 住宅情報の蓄積・更新が簡便かつ容易であること。

(3) 住宅情報の「活用」に係る要件

- a. 所有者が容易に閲覧・理解できること。
- b. 所有者による多様な活用機会を提案するものであること。
- c. 所有者が指定した事業者が閲覧・活用可能であること。
- d. 住宅情報を活用した住宅関連ビジネス事業者によるサービス提供を可能とする計画があること。

(4) その他の要件

- a. 情報蓄積が可能な住宅の対象を限定しないこと。
- b. 所有者の経済的負担が軽いものであること。
- c. 個人情報保護等、情報セキュリティが確保されたものであること。
- d. 住宅情報の蓄積・活用の仕組みが、全国への普及を前提とした構想であること。

- e. 平成 27 年 4 月 24 日公示のインスペクションによる住宅情報の活用に関する事業において「総合的検討事業」に採択された、一般社団法人住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会の検討に協力すること。

2. 事業採択に関するその他の条件

- ① 採択された全ての民間事業者等は、事業内容について事前に国土交通省へ相談の上、事業に着手すること。
- ② 採択された全ての民間事業者等は、補助対象事業の実施期間中、事業進捗報告を定期的（月 1 回程度）に行うこと。
- ③ 「住宅情報蓄積・活用事業」に採択された民間事業者等は、平成 28 年度以降もインスペクションを活用した住宅情報の蓄積・活用状況について経過報告、事後の調査等に協力すること。（現時点では、定期的な住宅情報の蓄積件数についての報告を想定しています。）

IV. 補助金の額

「Ⅱ. 2. ②システム構築、③コンテンツ作成、④試行実験」に係る費用を補助対象とし、提案内容及び応募事業者数を鑑み、定額を補助する。ただし、「Ⅱ. 2. ②システム構築」にかかる費用については、補助金額の 2 分の 1 を限度とする。

なお、人件費は原則対象外とするが、システム改良やインスペクション等の人件費のうち委託費に準ずる人件費については事前協議の上、補助対象とすることができる。

V. 提案書の作成及び提出等

1. 応募方法

(1) 募集期間等

説明書交付・質疑受付開始：平成 27 年 9 月 7 日(月)

提出書類の受付期間：平成 27 年 9 月 14 日(月)～平成 27 年 9 月 25 日(金)17 時 **必着**

採択結果の通知：平成 27 年 10 月初旬（予定）

(2) 提出方法

必要な書類を「3. 問合せ及び提出先」の住所まで**持参**又は**郵送**にて提出すること。

※ 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。（提出期限必着）

2. 審査

提出された提案書等について書類審査等を行い、平成 27 年度内に成果を挙げられる見込みがあるものについて、予算の範囲内で採択する。

なお、応募多数の場合は、連携事業者等の実施体制が整っていることや事業内容の具体性、全国への普及に関して実現性が高い事業を優先的に採択する。

3. 問合せ及び提出先

本説明書の内容等に関する質問は、文書（様式自由）により行うものとし、郵送、電送又は電子メールのいずれの方法でも可能とする。

なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

質問の受付期間：平成27年9月16日（水）18時まで

【問合せ及び提出先】

国土交通省 住宅局 住宅生産課 山本

電話番号：03-5253-8111（内線39-471） ※土日祝日を除き、10:00～18:00まで

FAX : 03-5253-1629

メール : yamamoto-y2m2@mlit.go.jp

4. その他

- ① 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- ② 関連情報を入手するための紹介窓口は「3. 問合せ及び提出先」に同じ。
- ③ 提案書の作成、提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ④ 提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、申込者に対して補助事業者の取消を行うことがある。
- ⑤ 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。提案書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を提案書の提出時に申し出ること。
- ⑥ 詳細は説明書による。